

いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度実施要領

(目的)

第1 いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度（以下「支援制度」という。）は、県の管理する河川又は海岸（以下「県管理河川等」という。）において、地域住民が愛情を持ちボランティアで行う清掃等の環境美化活動を支援し、環境美化に対する地域住民の意識高揚を図るとともに、ごみの散乱・不法投棄を防止し、県民と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする。

(参加資格)

第2 支援制度に参加する者は、10人以上の団体とする。

(参加届出等)

第3 支援制度へ参加を希望する団体は、届出書（様式第1号）により、次の事項を広域振興局長（以下「局長」という。）に届出するものとする。

(1) 団体名、代表者及び参加者数に関する事項

(2) 活動を行う区域・内容等

2 活動を行う区域は、原則として100m以上の区間とするが、局長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

また、他の補助事業等により行う活動と重複しない区間とする。

3 第1項の届出をした団体は、届出内容に変更が生じた場合は、変更届出書（様式第1号）によりすみやかに局長に届出するものとする。

4 支援制度への参加を取りやめ、活動を廃止する参加団体は、廃止届出書（様式第2号）によりすみやかに局長に届出するものとする。

(覚書の締結等)

第4 局長は、第3第1項の届出書を受理した場合、すみやかに参加団体及び参加団体が環境美化活動を行う区域の存する市町村長と覚書（様式第3号）を締結するものとする。

2 参加団体は、覚書締結時に活動実施計画書（様式第4号）を提出するものとする。

3 参加団体が翌年度も第3第1項または第3項の届出と同様の活動を実施する場合は、前項の活動実施計画書を前年度3月10日までに届出するものとし、この場合、第1項の覚書は継続されたものとみなす。

4 前項の規定により覚書を継続した場合は、局長は市町村長に活動実施計画書の写しを送付するものとする。

(参加団体の活動)

第5 参加団体は、第4により締結した覚書で規定する区域において、年1回以上の清掃美化活動を行うものとする。

2 参加団体の活動により回収したごみは、各市町村の分別方法に従い各市町村指定の集積場に直接搬入する。

3 参加団体は、清掃美化活動を行う場合には、第7に掲げる安全基準の確保を行い、安全確保に努め

るものとする。

(実施状況の報告)

第6 参加団体は、当該年度の活動状況について実施状況報告書（様式第5号）により局長に報告することとし、同年度3月10日までに提出するものとする。

(安全の確保)

第7 参加団体は、安全確保について責任を持って対処することとし、活動に際しては安全対策、事故防止対策等を講じるものとする。

- 2 18歳以下の者が参加する場合には、必ず成人の保護者又は監督者が参加しなければならない。
- 3 参加団体は、活動中の事故に対するボランティア活動保険等に加入することを原則とする。
- 4 活動中に発生した事故について、局長及び市町村長はその責任を負わないものとする。
- 5 参加団体は、活動に際し事故が発生した場合には、事故報告書（様式第6号）により報告しなければならない。

(県の支援等の内容)

第8 県は、参加団体の活動に対し、予算の範囲内において次の支援等を行う。ただし、(1)及び(2)については、参加団体がどちらか一方を年度ごとに選択するものとし、県は参加団体に対し意向の確認を行う。

- (1) 軍手・ごみ袋などの提供
- (2) 報償金の支給
- (3) 収集したごみ等の運搬にかかるレンタカー使用料の支援
- (4) ボランティア活動保険等への加入費用の支援
- (5) 参加団体及び活動区間等が記載された看板の製作

2 参加団体が前項(2)の支給を受けようとする場合は、報償金振込先確認書（様式第7号）を局長に提出するものとする。また、(4)の支援を受けようとする場合は、参加者名簿（様式第8号）のほか、保険等への加入に必要な書類を局長に提出するものとする。

(覚書の解除)

第9 参加団体がこの要領に従わないとき、又は他の参加団体の活動に迷惑を及ぼす恐れがあるなど、本制度の運営に支障をきたすときには、局長は市町村長と協議の上、覚書を解除するものとする。

(事務局)

第10 この制度の運営に係る統括的事務は岩手県県土整備部河川課が行い、その他の事務は広域振興局の土木部等の長が行う。

附則

この要領は、平成20年4月10日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。